

## 「Kirei City Saga」の実現に向けた包括連携協定書

佐賀市（以下「甲」という。）と花王株式会社（以下「乙」という。）とは、地域社会が環境と共生する循環型未来都市「Kirei City Saga」の実現をめざして、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が循環型未来都市「Kirei City Saga」の実現をめざし、双方の資産や強みを生かした連携と共創の取組を通じて、佐賀市民の生活の向上を第一に考えた持続的な循環社会の構築を進展させることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 産業の振興に関すること
- (2) 市民の健康に関すること
- (3) 教育に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、循環型未来都市「Kirei City Saga」の実現に向け必要な事項に関すること

2 甲と乙は、前項に掲げる事項を推進するため、その具体的な取組内容及び実施方法等について、別途協議の上、決定するものとする。

### （協定の見直し）

第3条 甲及び乙は、そのいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了前までに甲又は乙から申入れがあった場合は、協議の上、本協定の有効期間を延長することができる。

### （解約）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定を解約しようとするときは、解約しようとする日の1か月前までに、書面をもって相手方に申し出るものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づいて相手方から開示された情報のうち秘密である旨指定された情報（以下この条において「秘密情報」という。）については、相手方の事前の同意がない限り、第三者（乙の子会社を除く。）に開示又は遺漏してはならない。

2 甲及び乙は、前項の秘密情報を善良なる管理者の注意を持って管理し、保管しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了日から5年間その効力を有するものとする。

(疑義等の解決)

第7条 本協定に定める事項に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲と乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月14日

甲 佐賀市栄町1番1号  
佐賀市

佐賀市長

坂井 英隆

乙 東京都墨田区文花2-1-3  
花王株式会社

常務執行役員

久保 英明